

南中野中学校 いじめ防止基本方針

中野区立南中野中学校

いじめ防止に向けての基本姿勢

「いじめは絶対に許されない行為であり、生徒にいじめを行わせてはならない。」という認識を全教職員で共有し、学校で迅速かつ組織的に対応する。また、いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの兆候や発生を見逃さないよう、すべての生徒を対象にいじめの未然防止に努める。また、新型コロナウイルス感染者及びその家族に対しての差別や偏見などの防止に取り組む。

校内組織の設置

- ・学校いじめ対策委員会（校長 副校長 生活指導主任 主幹教諭 学年主任 養護教諭 スクールカウンセラー 心の教室相談員）を設置する。
- ・学校いじめ対策委員会は、生活指導部会や教育相談委員会と連携し、学校生活における生徒や学級の様子を把握するとともに、情報共有をして「いじめを行わせない」体制をつくる。

学校における具体的な取組

① 未然防止

- ・教職員が「いじめを行わせてはならない」という強い信念をもち生徒指導に当たる。
- ・生徒指導において、常に教職員が生徒を信頼していることを示す。
- ・全校朝礼や生徒会朝礼、学級活動などで日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を学校全体で共有する。
- ・教職員の対応力向上のため、年間3回以上の校内研修を実施する。
- ・いじめ予防の基本としてよりよい授業をするために、年3回の生徒による授業アンケートを実施する。
- ・6月のふれあい月間において、生徒による「私のいじめ撲滅宣言」を作成する。
- ・生徒が規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業作りや集団作りを行うとともに、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、生徒が安心して生活できる学級・学校風土を創出する。
- ・すべての教育活動を通して道徳教育を実施し、自尊感情、自己肯定感、自己有用感、コミュニケーション能力の向上など、豊かな心の育成に務める。
- ・道徳の授業で「思いやり」「生命の尊さ」「相互理解」「社会正義」「集団生活」「よりよく生きる喜び」等を主題とした内容を各学級年間6回扱う。
- ・生徒のいじめ防止に対する意識を高め、自主的な取り組みにつなげる委員会指導を行う。
- ・インターネットやSNSを通して行われるいじめの未然防止として、年1回の保護者参加型の情報安全教室（ファミリーeルール等）を開催する。

② 早期発見（いじめの早期認知）

- ・週1回の学校いじめ対策委員会で情報の共有をはかり、組織で対応する。
- ・生徒の変化を見逃さないよう、休み時間や放課後などに注意深く生徒の様子を観察する。また定期的に行う班長会や学級日誌、連絡帳、休み中のしおりなどを通じて、交友関係や悩みを把握する。
- ・1学年すべての生徒に対して相談しやすい環境をつくるために、夏休みまでにスクールカウンセラーによる面接を実施する。また、転入生徒に対しても早期に実施する。



- ・年3回実施する「いじめアンケート」を活用し、いじめの実態を把握するとともに、いじめを認知した際には、速やかに「学校いじめ対策委員会」を招集してその対応に当たる。
- ・6月、11月、2月のふれあい月間を利用して、スクールカウンセラーとの個別面談を必要と認める生徒の掌握に努める。
- ・夏季休業明けの1週間を教育相談週間とし、担任・生徒の2者面談を行い、長期休業中の様子や休業明けの生徒の様子を確認したり、いじめなど人間関係でのトラブルの有無を確認したりすることで、自らの未然防止に努める。

③ 早期対応（いじめの解決）

- ・認知したいじめについては、速やかに「学校いじめ対策委員会」に報告し、事実確認を行い、その後の対応方針を決定する。また、すべての教職員に対して必要な情報を提供し、共通した取組を行う。
- ・学校いじめ対策委員会を中心に、いじめを受けた生徒を守る体制を確立するとともに、いじめを行った生徒に対して迅速に指導に当たる。
- ・学校いじめ対策委員会は、対応の状況等について教職員に報告し、共通理解を図り、組織的に対応する。

④ いじめの解消

- ・認知し解決をしたいじめについては、当該生徒のその後の様子や心情を確実に把握し、安心して学校生活を送ることができるようになるまで支援を続ける。この見守り期間の目安を3か月として、「学校いじめ対策委員会」がいじめの解消を確認する。

⑤ 重大事態への対処

- ・いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合や、おおむね30日以上期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合は、重大事態として教育委員会に報告するとともに、改めて学級、学年または全校生徒にアンケート調査を行うなどして実態を把握する。
- ・年間3回以上実施するいじめに関する校内研修のうち、1回以上、全教職員でいじめ防止対策推進法に規定されている「重大事態」の定義についての理解を深める。
- ・必要に応じて、教育委員会、中野区子ども家庭支援センター、教育相談室、適応指導教室、児童相談所等との連携を図り、解決に当たる。
- ・いじめの内容が、暴力や金銭の強要など犯罪行為として取り扱われる場合は、速やかに関係機関と連携して対処する。

⑥ 検証および改善

- ・保護者アンケート、生徒アンケート、学校評議員会等の学校関係者評価と合わせ、学校評価の際、いじめ防止基本方針の内容及び取組について検証を行い、改善を図る。
- ・リーダーチャート等を活用して教職員が自己の取組に対する点検を年2回行う。

保護者への連絡と支援・助言

- ・保護者会や個人面談で、いじめ防止についての話題を出し、家庭と連携して生徒を守る。
- ・いじめを認知した場合は、被害の子供と加害の子供の保護者の認識が異ならないように正しい事実関係や学校としての対応方針を伝え、理解を得る。また、事実確認により判明した事案に関する情報は、人権やプライバシーに十分配慮し、関係する保護者に提供する。

参考資料：いじめ防止対策資料 文部科学省 平成29年2月7日
いじめ総合対策 東京都教育委員会 令和3年2月発行

